

11 労働審判事件

(1) 地方裁判所における労働審判事件の新受件数・既済件数

2006年4月から労働審判制度が施行された。この手続は、個別労働関係民事紛争を対象として、裁判官1人に労使専門家各1人の計3人で構成される労働審判委員会が、手続の中に調停を組み込み、3回以内の期日での迅速・集中的な解決を実現しようとするものである。

労働審判事件の新受件数は、制度施行から2009年まで増加し2010年以降ほぼ横ばいとなっている。

資料2-2-1-22 労働審判事件の新受件数
—事件の種類別— (地方裁判所)

(単位：件)

項目	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
金銭を目的とするもの以外	1,557	1,563	1,631	1,915	1,819
地位確認(解雇等)	1,511	1,504	1,600	1,853	1,751
その他	46	59	31	62	68
金銭を目的とするもの	1,812	2,067	2,034	1,992	1,790
賃金・手当等(解雇予告手当含む)	1,353	1,592	1,535	1,501	1,322
退職金	84	86	94	66	61
その他	375	389	405	425	407
合計	3,369	3,630	3,665	3,907	3,609

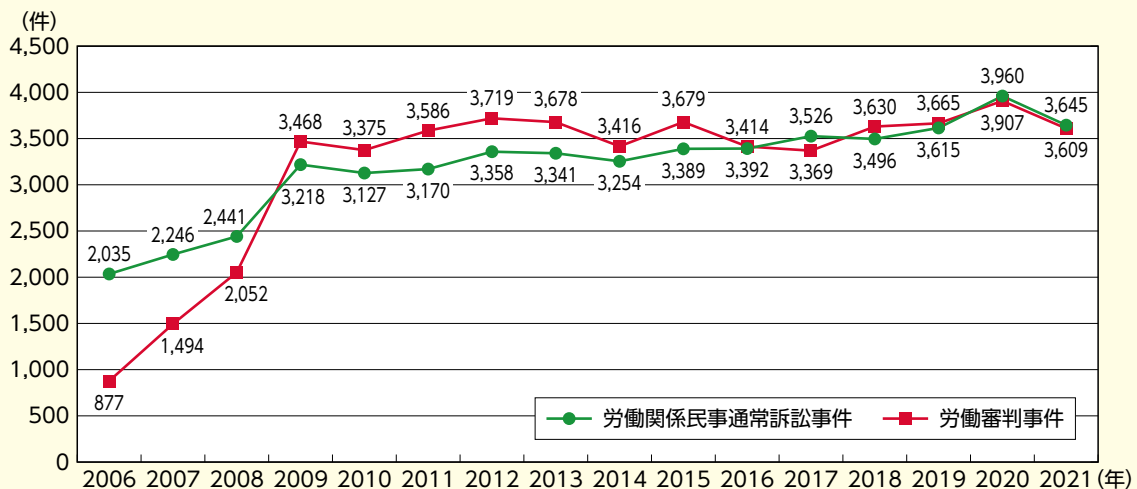
資料2-2-1-23 労働審判事件の既済件数
—終局事由別— (地方裁判所)

(単位：件)

項目	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
労働審判	487 (14.4%)	504 (14.7%)	579 (15.8%)	608 (16.2%)	620 (16.1%)
異議申立てあり	284 (58.3%)	344 (68.3%)	371 (64.1%)	347 (57.1%)	323 (52.1%)
異議申立てなし	203 (41.7%)	160 (31.7%)	208 (35.9%)	261 (42.9%)	297 (47.9%)
調停成立	2,421 (71.8%)	2,491 (72.6%)	2,614 (71.2%)	2,559 (68.1%)	2,661 (69.2%)
24条終了	159 (4.7%)	148 (4.3%)	167 (4.6%)	191 (5.1%)	226 (5.9%)
取下げ	264 (7.8%)	245 (7.1%)	281 (7.7%)	363 (9.7%)	311 (8.1%)
却下・移送等	41 (1.2%)	41 (1.2%)	29 (0.8%)	34 (0.9%)	30 (0.8%)
合計	3,372 (100.0%)	3,429 (100.0%)	3,670 (100.0%)	3,755 (100.0%)	3,848 (100.0%)

- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。
 2. 「異議申立てなし」には、集計時点で、異議申立ての有無が確認できないものを含む。
 3. 「異議申立て」欄に記載の割合は、労働審判で終了した事件数に対する、異議申立ての有無の割合である。
 4. 「24条終了」については、資料2-2-1-25の注記参照。
 5. 百分率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%と一致しない場合がある。

資料2-2-1-24 労働関係事件の新受件数の推移 (地方裁判所)



- 【注】 数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。